

若者チャレンジ奨励金のご案内

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用する事を前提に自社内での実習（OJT）と座学（OFF-JT）を組み合わせた訓練を実施する事業主に支給され、非正規雇用の若者の安定的な雇用の促進を目的とした制度です。訓練奨励金と正社員雇用奨励金の2つから構成されています。

対象者は？

1. 訓練奨励金
35歳未満の非正規雇用の若者に対して訓練を実施する事業主様
2. 正社員雇用奨励金
若者チャレンジ訓練の終了後に、訓練終了者を正社員として雇用し、その後継続して正社員として雇用する事業主様

奨励金の支給額は？

1. 訓練奨励金
訓練実施期間中に訓練受講者1人1月あたり 15万円
(注1) 事業主様の都合でOJTとOFF-JTの両方またはどちらか一方の受講時間が計画時間数の80%を下回る場合は支給されません
2. 正社員雇用奨励金
訓練受講者1人当たり1年経過時及び2年経過時 50万円

◇お問い合わせ先（支給申請窓口） 佐賀労働局：電話 0952-32-7216

国の教育ローン特別相談会のご案内

今回、国の教育ローンに関する特別相談会を開催します。

平日お仕事で申込み・相談が困難な方、是非この機会にご利用下さい。

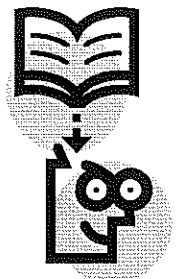
【日時】 平成26年1月25日（土）・26日（日） 10:00～15:00

【場所】 鳥栖商工会議所（鳥栖市役所南）

【お問合せ先】

制度の詳細については教育ローンコールセンター TEL0570-008656へ

特別相談会については鳥栖商工会議所（TEL83-3121）までお問い合わせ下さい。



◇12月の無料相談日のご案内

税務相談	12月18日(水) 顧問税理士(浦税理士)
金融相談	12月9日(月) 日本政策金融公庫国民生活事業
	12月10日(火) 日本政策金融公庫中小企業事業
	12月11日(水) 佐賀県信用保証協会
法律相談	12月6日(金) 山下弁護士 12月13日(金) 行政書士会
	12月20日(金) 県弁護士会 12月27日(金) 司法書士会

高齢者を積極的に活用する事業主の皆様へ**高齢者雇用安定助成金ご案内**

誰でも意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働く続けることができる社会を目指して、厚生労働省と関係機関では、さまざまな取り組みを行っています。高齢者を継続雇用する企業への支援を行っていますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◆生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の雇用環境の整備や労働移動の受入を行う事業主への助成金があります。

1. 高齢者活用促進コース
支給金額：上限 500 万円。
高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置に要した費用の 2 分の 1（中小企業事業主は 3 分の 2）に相当する額。
（1 年以上継続して雇用する 60 歳以上の雇用保険被保険者数に応じた上限あり）
2. 高齢者労働移動支援コース
支給金額：対象者 1 人につき 70 万円。
（短時間労働者の場合は 1 人につき 40 万円）

◇お問い合わせ先（支給申請窓口）

佐賀県高齢・障害者雇用支援センター：電話 0952-37-9117

小規模企業共済制度**経営者にも退職金を！！**

小規模企業共済は事業主や会社役員の皆さんを応援する『国がつくった共済制度』です。小規模企業の個人事業主や会社役員が事業を廃止・退職された場合に、その後の生活の安定や事業再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度で、いわば事業主の退職金制度です。

- ・掛け金は全額「課税対象所得から控除」
- ・無理のない掛け金で月額 1,000 円～70,000 円の範囲で自由に選択
- ・共済金の受け取りは一括・分割・一括、分割の併用のいずれかを選べます

契約者貸付制度（担保・保証人不要）や受取時にも税制面で大きなメリットがあります。是非ご利用ください。

※23年1月からの制度改正により、個人企業主の共同経営者も加入できるようになりました。

◇12月・1月の無料相談日のご案内

税務 相談	12月18日(水) 1月8日(水)15日(水)顧問税理士（浦税理士）
金融 相談	1月10日(金) 日本政策金融公庫国民生活事業
	1月14日(火) 日本政策金融公庫中小企業事業
	1月15日(水) 佐賀県信用保証協会
法律 相談	12月20日(金) 県弁護士会 12月27日(金)司法書士会
	1月31日(金) 山下弁護士 1月10日(金)行政書士会